

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）4 月 1 3 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関するこ  
とに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う  
本人通知の省略について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）3 月 2 7 日付けで諮問（第 8 4 5 号）された生活保護  
法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）の規定による保護に関するこ  
とに係る個人情報を  
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次  
のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条  
例」という。)第 1 2 条第 2 項第 4 号の規定による目的外に提供する必要性があ  
ると認められる。
- (2) 条例第 1 2 条第 5 項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省  
略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供  
する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次  
のとおりである。

### (1) 諮問に至った経過

川崎警察署司法警察員から、刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項に基づき捜査のた  
め、生活援護課で保有する生活保護受給者情報の照会がなされた。刑事訴訟法  
第 1 9 7 条第 2 項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務  
付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当  
するため、川崎警察署司法警察員に生活保護受給者情報を目的外に提供するこ  
とについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 1 2 条の規定に基づき、藤  
沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

### (2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

#### ア 目的外に提供する個人情報

住所(身分事項)、氏名、生年月日、本籍、保護受給の有無(現在の受給状況、

過去歴),電話番号(携帯電話含む),保護開始日,保護廃止日,保護開始理由,保護費支給日,保護費支給方法,金融機関及び支店名,口座種別,口座番号,口座名義,支給金額,勤務先,受診医療機関,その他(受取代理人の有無,免許証番号,面接時の言動)

なお,照会書の照会事項の提供の必要性を捜査機関に確認し,生活保護申請(人定事項,身分事項),生活保護支給決定(区分)過去6ヶ月の支給金額(窓口受取年月日時,口座振込日時),生活保護支給の経歴(本人経歴),面接時における言動(面接記録の写の交付),受取代理人(代理人が受領している場合には,委任状及び身分証明者の写しの交付),その他参考となるべき事項(医療券番号,医療券の写しの交付)については提供する必要はないものと判断した。

イ 目的外に提供する相手方

川崎警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は,刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については,公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており,官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが,その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし,本件照会は,正当な請求権を有した川崎警察署司法警察員によって行われるものであり,受け取った情報について守秘義務が課せられている。

また,捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について川崎警察署司法警察員に問い合わせたところ「捜査内容の詳細については回答できないが,覚せい剤取締法違反,使用の疑いがあり,暴力団等組織が関与している疑いがあることから,受診医療機関や言動,金銭の流れ等を調査する必要がある。」とのことである。

本件の目的外に提供する個人情報は,生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり,他の代替手段が想定し難いものである。

よって,本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果,本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合,当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし,本件の目的外提供は,捜査のために行うものであり,照会対象者が犯行に関与している可能性があるため,本人通知をした場合には,当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人に通知しないことについて合理的理由があると認められるため,

当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出書類

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 回答書(案)
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した川崎警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「捜査内容の詳細については回答できないが、覚せい剤取締法違反、使用の疑いがあり、暴力団等組織が関与している疑いがあることから、受診医療機関や言動、金銭の流れ等を調査する必要がある。」とのことである。

また、実施機関では、本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである、としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上